生涯発達心理学

第9回

乳児期から幼児期に生じる 発達に関わる問題

- 〇発達障害という概念発達障害とは発達障害の種類
- 〇胎児期から新生児期の問題 感覚障害と運動障害
- 〇自閉症スペクトラム障害について

発達の障害

発達障害の定義

そもそも発達障害と何か?

比較的新しい造語であり、ごく大雑把に言えば、子どもの時期にすでに出現してくる心身の障害を意味する用語である。発達障害という用語が公式に使用されたのは1970年のアメリカ公法(1978年に改正)。

発達障害者支援法による「発達障害の定義」

- 第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。
- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

(以下略)

これらの規定により想定される、法の対象となる障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)における「心理的発達の障害(F80-F89)」及び「小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害(F90-F98)」に含まれる障害であること。

知的能力障害(知的発達障害)

知的能力障害は精神発達が永続的に遅滞する状態像を示す用語。

知的障害は主に知的行動の障害であり、通常、軽度・中度・重度・最重度の4つに区分される(または、軽度・中度・重度の3区分)。また、身体障害の場合とは異なり、抽象的な思考や物事を理論的に考えるという働きに障害を持っている。

知的障害の程度による分類(テキストとは多少異なります)

ボーダー(境界域)

知能指数は75~85程度。知的障害者とは認定されない。

軽度

知能指数は50~75程度。理論上は知的障害者の約8割がこのカテゴリーに分類されるが、本人・周囲とも障害にはっきりと気付かずに社会生活を営んでいる場合もある。

中等度(中度)

知能指数は35~49程度。精神年齢は小学生低学年程度。

重度

知能指数は20~34程度。多動や嗜好の偏りなどの行為が、問題になっている。概ね精神年齢は4歳児程度。

最重度

知能指数は19以下。運動機能に問題がない場合、多動や嗜好の偏りなどの行為が問題になる場合がある。実際の精神年齢は1歳児程度。

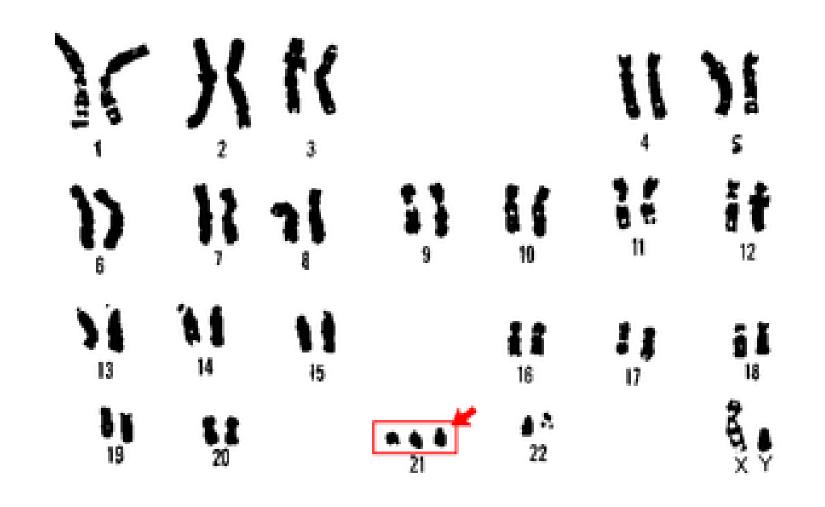
ダウン症(21トリソミー)

原因

「染色体が通常より1つ多い」こと

「ヒト」の染色体は46個(精子から23個、卵子から23個、合計46個)と決まっているが、精子か卵子のいずれかの染色体の数が多かったり、一部がちぎれて他の染色体にくっついたりして染色体異常を起こすことがある。

21番染色体の異常(3本):21トリソミー



22対の常染色体のうち21番以外の染色体は全て正常な2本組だが、21番染色体だけは3本組(トリソミー)になっており、ダウン症候群を引き起こす原因となる。右下に見えるXとYは性染色体。

ダウン症児の特徴

- (1)運動発達の遅れ
- (2)知的な遅れ
- (3)身辺自立の遅れ
- (4)合併症
- (5)早期療育が可能かつ有効

ダウン症児は、その「特徴的な顔貌」と「病因が明白である」という理由から生後すぐに発見されることが多く、超早期(生後2~3ヶ月)に療育を開始することが可能。

学習障害(LD)-局限性学習障害(SLD)

定義

学習障害とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す、様々な障害をさすもの。

学習障害は、その背景として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定される。

自閉症スペクトラム障害

自閉症スペクトラム障害

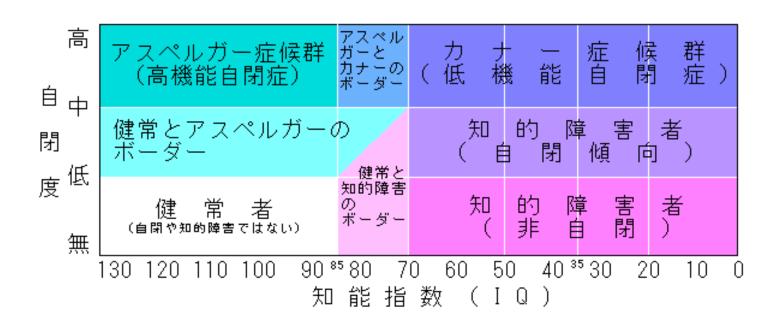
(ASD: Autistic Spectrum Disorder)

自閉症スペクトラム障害は①社会的コミュニケーションおよび対人相互反応における欠如、②活動、興味、および活動の限定された反復的な様式、という典型的な2つの症状を必須症状とした障害である(後述)。

自閉症スペクトラム障害

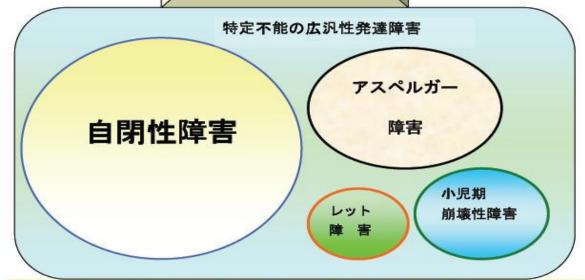
自閉症スペクトラム障害(Autistic Spectrum Disorder)

DSM-5ではこれまでの自閉症、アスペルガー症候群、特定不能の広汎性発達障害などの広汎性発達障害を虹のような連続体としてのスペクトラムとして捉えた。自閉症連続体(じへいしょうれんぞくたい)、自閉症スペクトル(じへいしょうスペクトル)などともいう。



広汎性発達障害

DSM-IVによる



広汎性発達障害(Pervasive Developmental Disorders=PDD)
DSM-IV*によると、上図のように「自閉性障害」「レット障害」「小児期崩壊性障害」
「アスペルガー障害」の4つの障害と、その4つの診断基準のどれも満たさないが
PDDではある場合につけられる「特定不能の広汎性発達障害 PDDNOS**」の5つの
障害が含まれています。

*Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, IV 精神疾患の分類と診断の手引 アメリカ精神医学会 (APA) が精神疾患の統計を取るために作ったマニュアル

**Pervasive Developmental Disorders Not Otherwise Specified = PDDNOS

ICD-10では自 閉症、非典型自 閉症、レット症候 群、アスペル ガー症候群など が広汎性発達 障害として分類 されている。

自閉性障害(自閉症)

自閉性障害症(自閉症、Autism)は、社会性や他者とのコミュニケーション能力の発達が遅滞する発達障害の一種。先天性の脳機能障害であるが、脳機能上の異常から認知障害の発症へといたる具体的なメカニズムについては未解明の部分が多い。

時に、早期幼児自閉症、小児自閉症、あるいはカナー自閉症と呼ばれる。

自閉性障害の特徴

自閉症には、以下のような特徴が見られる。

- ①顔の表情などで相手の気持ちが分かるなど、 相互的社会交渉の質的な障害がある。
- ②話言葉の獲得の遅れや偏り、言葉遣いの奇妙 さなど、言語と非言語性コミュニケーション の質的な問題がある。
- ③活動、興味および活動の限定された反復など の問題行動(強いいこだわりや固執行動・常 同行動)がある。

アスペルガー障害

アスペルガー症候群(Asperger syndrome: AS)は、興味・関心やコミュニケーションについて特異であるものの、知的障害がみられない発達障害のことである。「知的障害がない自閉症」として扱われることも多い。

精神医学において頻用されるアメリカ精神医学会の診断基準(DSM-IV-TR)ではアスペルガー障害と呼ぶ。

言語による会話能力があるにもかかわらず、自 閉症同様の

「かかわり」「コミュニケーション」「こだわり」

の障害という3つの特徴を併せ持った発達障害。 (よく、言葉の障害のない「自閉症」と言われるが、 言葉はあってもコミュニケーションの手段として使 えていない)

そのユニークさが個性として認められる状況下にあっては、良好な人間関係を維持することができる。

AD/HD(注意欠如/多動性障害)

「AD/HD」は、DSM-IVにある診断名で「注意欠如/多動性障害」のこと。

7歳以前に発症し、「不注意」「多動性」「衝動性」の面での特徴をもち、それによって集団や家庭のなかで、あるいは友だち関係において不適応を起こしており、まわりも本人も困り、生活上なんらかの援功が必要なケース。

身体的障害

聴覚障害とは 聴覚障害の程度

外界の様々な音→聴覚受容器→神経経路→中枢

この聴覚受容器や神経経路に病変や損傷が生じると聴覚に異常が起きる。

→この状態を聴覚障害

聴覚の異常

聴覚鈍麻、聴覚過敏、聴野障害、音方向感障害、錯聴、 複聴、耳鳴り

一般的に問題となるのは聴力の低下(聴覚鈍麻)

聴覚障害は聴力の損失の程度ともに、言語獲得以前の障害か以後の障害かが重要な意味を持つ。

聴覚障害、特に聾の状態が発達過程における音声言語獲得の大きく関与。

音声言語獲得以前の障害を「先天聾」

(2~3歳以前の障害を

含む)

音声言語獲得以後の障害を「中途失聴」

先天聾に2~3歳以前の障害を含めるのは、 早期の聴覚障害は、成長過程での言語獲得に大きな支障が起きるため。

視覚障害とは 視覚障害の程度

視覚障害とは

視機能が永続的に低下している場合を指す用語。

視機能に低下が見られても、治療などで短期間に回復する場合は視覚障害とは言わない。

視機能

視力、視野、色覚、暗順応、眼球運動、調節、両眼視など

日常生活で問題となるのは視力と視野の障害 →視力障害、視野障害

視力障害

近視や遠視、乱視などの屈折障害を矯正した後の視力が問題。

矯正視力が 0.02未満:盲

0.02以上0.04未満:準盲

0.04以上0.3未満:弱視

とする区分が一般的。

上記点を踏まえて、弱視と盲の定義は

弱視:両眼で見たときの視力が0.3未満で、普通の 文字を常用するなど主として視覚を用いた日 常生活や学習が可能な場合

盲 : 点字を常用し、主として触覚や聴覚を利用して日常生活や学習を行う場合

運動障害(肢体不自由) 定義

肢体、つまり四肢(上肢と下肢)および体幹 (脊椎を中軸とした上半身と頸部)の運動機能 に障害があること。

1929年頃 高木憲次が提唱したことにはじまる。この言葉が定着するまで「片輪」「不具」と呼ばれていた。

脳性まひ

受胎から新生児期までの間に、種々の原因で脳に非進行性の病変を起こし、その結果、永久的に四肢及び躯幹筋の痙直、麻痺、不随運動、運動失調などを生じた病態。